

青森県報

第千三十六号

令和八年
三月四日
(水曜日)

目次

告 示

- 特定行為業務の登録.....(障 社がい 課).....一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定.....(同).....一
- 地方卸売市場に係る変更の認定.....(食ブランド・流通推進課).....二

公 告

- 都市計画事業の変更認可.....(都市計画課).....二
 - 十和田湖特定環境保全公共下水道事業計画の変更案の縦覧.....(同).....二
- 選挙管理委員会
- 青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日.....(事務局).....三

告 示

青森県告示第百六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和八年三月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
03000004	令和8・2・28	ユースタイルラボラトリ株式会社	東京都中央区目黒三丁目1番1号	ユースタイルケア青森重度訪問介護	青森市古川一丁目1番10号	令和8・2・20	
03000006	令和8・2・29	株式会社アイットテ	青森市大八戸内五丁目二番四号	有料老人ホームくし	三戸郡五戸町字古川一丁目7番10号	令和8・2・25	

青森県告示第百七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和八年三月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指定期限
一般社団法人ビッグスマイル	つがる市豊富町屏風山一丁目五番二	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスビッグスマイル	令和8・3・1

社会福祉法人つくし会	西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田一丁目八七の四	児童発達支援	児童発達支援事業所 K o t i	西津軽郡鰺ケ沢町大字館前町四丁目二八の四	八・四・一
社会福祉法人つくし会	西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田一丁目八七の四	放課後等デイサービス	児童発達支援事業所 K o t i	西津軽郡鰺ケ沢町大字館前町四丁目二八の四	〃

青森県告示第百八号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第六条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場に係る変更の認定をしたので、同法第十四条において読み替えて準用する同法第六条第三項において準用する同法第十三条第六項の規定により公示する。

令和八年三月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

開設者	名称	地方卸売市場	位置	取扱品目	変更 認定年月日
西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田一丁目八七の四	鰺ケ沢町漁業協同組合	地方卸売市場鰺ケ沢町漁業協同組合魚市場	西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田一丁目八七の四	鮮魚介類、冷凍魚介類、干及び加工品類、海産物類及び海獣類	令和八・三・〇

公 告

都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道（岩木川処理区）の変更認可について、令和八年二月十六日東北地方整備局告示第二十一号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六

十六条の規定により次のとおり公告する。

令和八年三月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道（岩木川処理区）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分
変更なし

2 使用の部分
変更なし

十和田湖特定環境保全公共下水道事業計画の変更案の縦覧

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第六項において準用する同条第一項の規定により、十和田湖特定環境保全公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第三条の規定により公示し、次のとおり十和田湖特定環境保全公共下水道事業計画の変更案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和八年三月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 変更に係る予定処理区域

十和田市大字奥瀬字十和田

二 変更に係る工事の完成の予定年月日

令和十五年三月三十一日
縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、青森県上北県土整備事務所河川砂防施設課及び十和田市上下水道部下水道課

四 縦覧期間

令和八年三月四日から三月十八日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

令和八年四月十二日執行の青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

令和八年三月四日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

選挙時登録の基準日 令和八年四月二日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭